

行政行為の瑕疵

(百選「I-85」～「I-90」)

問題 001

自作農創設特別措置法5条5号により買収除外の指定をすべきものをこの指定をしないで買収することは、当然に重大・明白な瑕疵として無効原因となる。

001 解答：誤り

違法であり取消事由とはなるが、それだけでは、当然に重大・明白な瑕疵として無効原因となるわけではないとした。(I-85)

問題 002

無効原因となる重大・明白な違法とは、処分要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な誤認があると認められる場合を指すものと解すべきである。

002 解答：妥当である。(I-85)

問題 003

処分の無効原因の主張としては、誤認が重大・明白であることを具体的事実に基づいて主張すべきであり、単に抽象的に処分に重大・明白な瑕疵があると主張したり、若しくは、処分の取消原因が当然に無効原因を構成するものと主張することだけでは足りないとい解すべきである。

003 解答：妥当である。(I - 8 5)

問題 004

課税処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的效果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には、前記の過誤による瑕疵は、当該処分を当然無効ならしめるものと解するのが相当である。

004 解答：妥当である。(I - 8 5)

問題 005

課税処分が、譲渡所得の全くないところにこれがあるものとしてなされた場合でも、それだけで課税要件の根幹についての重大な過誤をおかした瑕疵を有するものと解することは相当でない。

005 解答：誤り

課税要件の根幹についての重大な過誤をおかした瑕疵を有するものとした。(I - 86)

問題 006

建築基準法および都建築安全条例に基づき、知事による安全認定が行われた上で建築主事による建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていないときは、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されない。

006 解答：誤り

建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されるとした。(I - 87)

問題 007

農地買収計画につき異議・訴願の提起があるにもかかわらず、これに対する決定・裁決を経ないで爾後の手続を進行させたという違法は、買収処分の無効原因となる。

007 解答：誤り

無効原因となるものでないとした。(I - 88)

問題 008

農地買収計画につき異議・訴願の提起があるにもかかわらず、これに対する決定・裁決を経ないで爾後の手続を進行させたという違法は、事後において決定・裁決があったときは、これにより買収処分の瑕疵は治癒されるものと解するのを相当とする。

008 解答：妥当である。(I - 88)

問題 009

法人税の増額更正処分について、更正通知書の理由付記につき不備があり、それが違法であるとしても、その後の審査請求に対する裁決において、理由が明記されている場合は、当該理由付記不備の瑕疵は治癒される。

009 解答：誤り

治癒されないとした。(I - 8 9)

問題 010

法人税の増額更正処分について、更正通知書の理由付記不備の瑕疵が審査請求に対する裁決により治癒されるとすることは、処分そのものの慎重、合理性を確保する目的にそわないばかりでなく、処分の相手方としても、審査裁決によってはじめて具体的な処分根拠を知らされたのでは、それ以前の審査手続において十分な不服理由を主張することができないという不利益を免れない。

010 解答：妥当である。(I - 8 9)**問題 011**

自作農創設特別措置法施行令 43 条による農地買収計画が違法であるとしても、同令 45 条を適用して当該農地買収計画を適法とすることは認められない。

011 解答：誤り

このような違法行為の転換を認めた。(I - 9 0)